

会議録・令和元年6月12日第2回定例会（第2日目）

1. 招集の年月日 令和元年5月30日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 6月12日 午前9時00分 議長宣告
1. 応召議員 14名

1番	高橋浩司	2番	伊豆千夜子
3番	山内理	5番	阪井勇男
6番	奥山幸洋	7番	田邊ひとみ
8番	松本忍	9番	綿民和子
10番	樋口文隆	11番	下井清史
12番	乾健郎	13番	江京子
14番	中井啓悟	15番	北岡泰

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田中 一夫

議会書記 松本 章 家城和司

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	世古口 哲哉	副 町 長	下村 由美子
教 育 長	下村 良次	総 務 課 長	浅尾 恵次
防災企画課長	奥田 昌宏	税 務 課 長	山口 隆弘
福祉ほけん課長	吉川 伸幸	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
健康あゆみ課	西岡 郁玲	農水商工課長	菅野 亮
まち整備課長	西尾 直伸	上下水道課長	堀 真
斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫	教育総務課長	西尾 仁志
こども課長	西村 正樹	農業委員会事務局長	大西 孝明

1. 会議録署名議員

13番 江 京 子 14番 中 井 啓 悟

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

(総務産業常任委員会)

日程第3 報告第1号 平成30年度中学校建設事業継続費繰越計算書

日程第4 報告第2号 平成30年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金繰越明許費計算書

日程第5 報告第3号 平成30年度農業水路等長寿命化・防災減災事業繰越明許費計算書

日程第6 報告第4号 平成30年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書

日程第7 報告第5号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書

日程第8 報告第6号 平成30年度大淀小学校空調設置事業繰越明許費計算書

日程第9 報告第7号 平成30年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書

日程第10 報告第8号 平成30年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道工事請負費）繰越明許費計算書

日程第11 議案第29号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第31号 平成30年度 教総－6 明和中学校校舎建設工事請負契約の変更

- 日程第14 議案第32号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道
事業 管路施設工事 23工区 請負契約の変更
- 日程第15 議案第33号 令和元年度明和町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第34号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予
算（第1号）
- 日程第17 議案第35号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算（第
1号）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第2回明和町議会議定例会第2日目の会議を開会します。

なお、人権生活環境課長から所用のため、本日の会議を欠席する旨の連絡を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

13番 江 京 子 議員

14番 中 井 啓 悟 議員

の両名を指名いたします。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（北岡 泰） 日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を

議題といたします。

本件について報告を求めます。

まず、総務産業常任委員会 伊豆委員長、登壇願います。

○**総務産業常任委員長（伊豆 千夜子）** おはようございます。

それでは、所管事務調査報告を申し上げます。

平成31年度第1回定例会において、閉会中の継続調査となりました下記調査事件について、会議規則第77条の規定により、調査結果を次のとおり報告します。

記

1. 調査事件 町単事業について

2. 委員会開催日 令和元年5月21日

3. 委員会出席者 委員7名、副議長、町長、副町長、教育長、関係の課長・係長

4. 調査の概要 5月21日に開催された委員会では、農水商工課からは、土地改良補助事業6箇所（案）について、概要説明と詳細な現地調査を行いました。

令和元年度分の採択箇所（案）は、農水商工課が、自治会並びに土地改良区の要望の中から、緊急性等を考慮し作成しました。

農水商工課の土地改良補助事業は、6箇所の要望があり、このうち1箇所については県単事業で申請しており、残り採択箇所案は2箇所予定しています。全体進捗率は50%です。

5月21日の委員会では、委員から特に質疑はありませんでした。

5. 調査の結果 農水商工課所管事業、土地改良補助事業2箇所の採択案を、それぞれ全員賛成で認めることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の調査報告とさせていただきます。

○**議長（北岡 泰）** 伊豆委員長の報告が終わりました。

補足説明をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

以上で、日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を終わります。

◎報告第1号の上程～質疑

○議長(北岡 泰) 日程第3 報告第1号 平成30年度中学校建設事業継続費繰越計算書を議題といたします。

報告を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(西尾 仁志) それでは、ご説明いたします。

平成30年度中学校建設事業継続費繰越計算書でございますけれども、こちらの中学校の継続費にかかる繰越につきましては、3月31日付けで継続費補正の専決処分の議決を5月13日の臨時会でお認めをいただいたものです。こちらは議員皆様、ご存知のとおり平成29年度から3年間の継続費として執行してまいりましたが、本年の11月末に校舎が完成の予定です。

それでは、こちらの繰入金計算書の2ページから2ページの歳入歳出事項別明細書でご説明をいたします。

まず上から歳入でございますが、こちらの国庫支出金といたしまして、3億6,334万7,000円、繰越金で2億5,462万5,980円、町債では11億6,340万円計上し、合わせて17億8,137万2,980円を繰越いたします。

その下の歳出につきましては、中学校建設事業費といたしまして、役務費が建築確認手数料として74万6,600円、その下の委託料として、工事監理委託でございますが、4,428万1,880円、その下の工事請負費につきましては、17億3,634万4,500円で、合計は歳入と同額です。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第4 報告第2号 平成30年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 報告第2号 平成30年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

議案書の3ページをご覧ください。こちらは平成30年度3月補正予算にて、お認めいただきました地域密着型特別養護老人ホームの非常用自家発電設備の整備にかかる施設整備交付金の分でございます。

平成31年1月に対象事業所から申し入れがありまして、3月中に交付決定が見込まれましたが、工期が短く30年度中に整備事業の完了が困難なことが見

込まれることから、3月議会にてお認めいただき、繰越明許をした件でございます。

それら詳細について、ご説明いたします。

次のページ歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず、歳出といたしまして、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費、6目・高齢者福祉費、19節・負担金補助及び交付金、事業名地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金2,193万2,000円のうち、1,470万円を繰越させていただきました。

歳入といたしましては、15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金に1,470万円でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第5 報告第3号 平成30年度農業水路等長寿命化・防災減災事業繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 失礼します。

報告第3号 平成30年度農業水路等長寿命化・防災減災事業繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

当該事業は平成29年度の台風21号により、甚大な被害を受けた明星幹線排水路近鉄横断部付近の災害対策として、排水路改修工事を行うもので、近鉄敷地内の工事であるため、近鉄と受委託協定書を締結して、早期に工事発注できるよう協議を進めてきましたが、近鉄側で施工業者の確保ができず繰越明許した件でございます。

それでは詳細について、ご説明いたします。

6ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず歳出といたしまして、6款・農林水産業費、2項・水産業費、5目・農地費の13節・委託料604万8,000円は、支出済額603万720円で、こちらの繰越はございません。

19節・負担金補助及び交付金5,395万2,000円につきましては、近鉄に対する負担金ですが、協定締結に至れなかったため、全額を繰越ししております。

歳入といたしましては、16款、2項・県補助金2,475万円、20款、1項・繰越金730万2,000円、22款、1項・町債2,190万円で、歳入合計金額5,395万2,000円を繰越いたしました。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第3号を終わります。

◎報告第4号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第5 報告第4号 平成30年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） それでは、報告第4号 平成30年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

この水産物供給基盤機能保全事業は、大淀漁港の航路・泊地浚渫工事と、伊勢市が行う南防波堤工事に対する負担金でございます。南防波堤工事につきましては、伊勢市が実施主体ですが、大淀漁港の管理者が明和町であり、国庫補助金が明和町に交付されるため、伊勢市分の補助金を負担金として支出するものでございます。

いずれの工事につきましても、ノリ養殖等漁業活動への影響を考慮し、年度内着工を見合わせたことから、繰越をいたしました。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。

8ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

歳出としましては、6款・農林水産業費、2項・水産業費、2目・漁港費の15節・工事請負費4,300万1,000円の全額を繰越いたしました。

19節・負担金補助及び交付金の2,150万円につきましても、全額を繰越させていただきました。

歳入といたしましては、16款、2項・県補助金4,300万円、20款、1項・繰越金220万1,000円、22款、1項・町債1,930万円で、歳入合計金額が6,450万1,000円でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がございましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで報告第4号を終わります。

◎報告第5号の上程～質疑

○議長(北岡 泰) 日程第7 報告第5号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長(西尾 直伸) 平成30年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書について、ご説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

この社会資本整備総合交付金事業は、下御糸小学校通学路安全対策として、田屋地内に歩道を整備しています。材料調達に時間を要することから、3月議会でお認めいただき明許をした件でございます。

それでは、詳細について、ご説明させていただきます。

次の10ページをご覧ください。歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。

3目・道路新設改良費、15工事請負費で1億5,560万円のうち1,910万円を繰越させていただきました。

歳入といたしましては、15款・国庫支出金1,017万5,000円、繰越金152万5,000円、町債740万円、合計1,910万円でございます。

以上、終わります。

○議長(北岡 泰) 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がございましたら、

お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで報告第5号を終わります。

◎報告第6号の上程～質疑

○議長(北岡 泰) 日程第8 報告第6号 平成30年度大淀小学校空調設置事業繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(西尾 仁志) 報告第6号 平成30年度大淀小学校空調設置事業繰越明許費計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

こちらにつきましては、昨年の8月に町単事業といたしまして、大淀小学校の普通教室に空調を緊急で設置をいたしました。その後、国の補正予算により全国的に空調設置の補助が後から付くこととなりまして、繰越事業として本年度、残りの特別教室やキュービクルの容量の増にかかる工事を実施するものでございます。

それでは、詳細につきまして、12ページの歳入歳出事項別明細書からご説明をさせていただきます。

まず下の歳出でございます。10款・教育費、2項・小学校費、1目・学校管理費で、大淀小学校空調設置事業でございますけれども、こちらといたしまして、委託料で55万円、管理に工事管理のものでございます。工事請負費といたしまして2,963万円を計上させていただいております。

次に、歳入でございますけれども、国庫支出金といたしまして508万7,000

円、繰越金といたしまして60万2,000円、町債としまして2,450万円でございます。合計3,018万9,000円でございます。

歳出歳入とも同額でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第6号を終わります。

◎報告第7号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第9 報告第7号 平成30年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書の報告を求めます。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） それでは、報告第7号 平成30年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費の詳細説明をさせていただきます。

これは歴史的まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画にかかる推進事業費で、3月議会で繰越明許をお認めいただいたものでございます。

議案書14ページをご覧ください。

歳出から説明させていただきます。

1款・総務費、1項・総務管理費、4目・歴史的風致維持向上計画推進費、事業名として、歴史的風致維持向上計画推進事業で、13節・委託料60万円を、

それから、15節・工事請負費で4,380万円を繰越するもので、内容は祓戸広場の神宮橋整備工事と、幹線排水路工事でございます。

続きまして、歳入でございますけど、1款・国庫支出金で1,767万6,000円、それから4款・繰越金932万4,000円、町債1,740万円、合計4,440万円でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がございましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第7号を終わります。

◎報告第8号の上程～質疑

○議長（北岡 泰） 日程第10 報告第8号 平成30年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道工事請負費）繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） それでは、報告第8号 平成30年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道事業工事請負費）繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

宮川流域関連公共下水道事業の工事請負費については、管路施設工事、23工区、24工区、いずれも明星地内の工事でございます。こちらの工事につきまして、同発注工事公共下水道事業また他事業、宮川用水の明星2号幹線用

水路事業との工事調整により、発注時期が遅れたことにより明許を繰り越させていただいた件でございます。

それでは、詳細についてご説明させていただきます。

16ページをご参照していただきたいと思えます。

まず歳出でございます。2目・施設建設事業費の15節・工事請負費で、3億5,473万6,000円のうち1億8,100万円を繰越させていただきました。

歳入といたしまして、国庫補助金8,450万円、繰越金940万円、町債8,710万円で、歳入合計1億8,100万円でございます。

以上のおり報告させていただきます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで報告第8号を終わります。

◎議案第29号の上程・質疑・討論・採決

○議長（北岡 泰） 日程第11 議案第29号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、議案第29号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を

改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 失礼します。

議案第29号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

先ほどの提案理由の説明のとおり半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が、平成31年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことにより、当条例の一部を改正するものでございます。

省令の改正内容につきましては、半島振興法による地方税の不均一課税の適用期間が、平成31年3月31日までが平成33年、令和3年の3月31日までに変更され、2年間延長されたものでございます。

議会定例会資料の3-2-1をご覧ください。

資料の新旧対照表により順に説明させていただきます。

新旧対照表の1つ目の下線部でございますが、従来のこの条例の改正方法につきましては、同様に適用期間の日を変更してきたところでございますが、今回の改正におきましては、改正前法第2条第4項の規定による公示の日（以下公示日という。）から平成31年3月31日までの間を、改正後、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1項に定める期間内という条文に変

更し、省令の延期が行われるたびに条例改正を行わなくてもいいように改正するものでございます。

2つ目の下線部につきましては、条項が繰り下がっておりましたので、今回の改正に合わせ改正前第28条の9第12項を、改正後、第28条の9第13項に訂正するものでございます。

3つ目の下線部についての改正前、（以下特別焼却設備設置者をいう。）については、以下の条文に出てこないため、これについても今回の改正にあわせ削除するものでございます。

4つ目の下線部の改正前、公示日（その日が昭和61年6月27日前である場合には同日）については、一番上の下線部の条文に公示日という文言が含まれていたため、この部分に変更になることに伴い、改正後、法第2条第4項の規定による公示日に変更するものでございます。

附則といたしまして、改正後の条例の規定は、平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第29号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第29号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置

に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。起立全員です。

従って、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程・質疑・討論・採決

○議長（北岡 泰） 日程第12 議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） それでは、議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議会定例会資料5-1-1の新旧対照表をご参照ください。

これは平成31年4月1日に災害弔慰金の支給等に関する法律と災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例を改正するものでございます。

この度の法令改正は、災害援護資金につきまして、支給金利の状況により市町が判断して、低い金利で貸し付けることを可能にしたり、被災者のニーズに応じた貸付を実施できるようにしたりするようするものでございます。

これに従いまして、議会資料5-1-1の新旧対照表にありますとおり、条例改正を行いたいと考えております。

この条例改正によりまして、現行では保証人を必ず立てなければならなかったのを、立てることができなくても貸し付けることができることとし、貸付利率が3%であったのを保証人がある場合は無利子に、保証人がない場合は3%以内で町長が規則で定める率で貸し付けることができるということとしたいと思います。

償還方法につきましても、半年払いや年払いに加えまして、月賦償還も可能にいたします。

なお第14条の第3項は保証人を立てなければならないことや、保証人の連帯責任を定める施行令第8条が削除されたために、その内容を条例に付け加えるものでございます。

また、第15条3第3項は、施行令第8条が削除されて、条数がズレたため修正を行うものでございます。

施行は公布の日からとします。

なお経過措置としまして、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯に対する貸付については、従前の例によることといたします。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

12番 乾議員。

○12番（乾 健郎） ちょっと教えてください。災害援護資金の災害貸付金額はいくらなのでしょう。

それと、もしこの返還ができない場合の措置なんかはどうなっておるのか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 乾議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 貸付限度額は350万円でございます。

その償還につきましては、償還できるように努めていくということにはなっています。最終的には免除という方法もあるというふうには聞いております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

乾議員。

○12番（乾 健郎） ありがとうございます。

この免除という判断等は、どこでどのような形でされるわけですか。

○議長（北岡 泰） 乾議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 償還免除でございますが、貸付を受けた者が死亡した時、または精神もしくは身体に著しい障がいを受けたため、災害援護資金を償還することができなくなったと認められる時は、といった文言が書いてございます。この状況を判断してということになります。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

乾議員。

○12番（乾 健郎） 災害を受けるわけですので、大変経済的にも不安定というんですか、厳しいものがあると思うんですね。そういう場合に、受け

たけど返還計画がまったく立たないというふうなことも、大いに起こりうるんじゃないかと思うんですけど、例え1円でもずっと何年までとか、こういう規定があるかどうか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 再質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 何年までずっともっていけるという、そうですね、償還に努めるものとするというふうになっておりますので、それは計画を立てていただきながらですね、償還の請求の努力をしていくという形になるかと思えます。何年かというのは、ちょっと今、私ではお答えできませんので、また調べてさせていただいて、報告させていただきます。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第30号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。起立全員です。

従って、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程・質疑・討論・採決

○議長（北岡 泰） 日程第13 議案第31号 平成30年度 教総－6 明和
中学校校舎建設工事 請負契約の変更を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、議案第31号 平成30
年度 明和中学校校舎建設工事 請負契約の変更につきまして、その提案理
由の説明を申し上げます。

本件は、平成30年7月30日に開催されました、第3回臨時会でお認めいた
だいた工事請負契約の変更です。この変更は、事業精査に伴い入札差金等
において工事の増工をするもので、契約額を増額する必要が生じたため、地方
自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により請負契約の変更をお願い
するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の
上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求め
ます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 議案第31号 平成30年度 教総－6 明和
中学校校舎建設工事 請負契約の変更につきまして詳細説明を申し上げます。

それでは、22ページの請負契約の変更事項から説明申し上げます。

まず契約の目的は、平成30年度平成30年度 教総－6 明和中学校校舎建
設工事です。

契約の方法は、随意契約です。

契約金額につきましては、変更前が24億8,076万円、内消費税が1億8,376
万円、変更後が25億1,653万9,320円、内消費税が1億8,641万320円ござい

まして、3,577万9,320円の増額でございます。

契約の相手方につきましては、三重県津市栄町3丁目265番地 株式会社浅沼組 三重営業所所長 野坂充宏でございます。

それでは、詳細説明を申し上げます。

今回の契約変更につきましては、これまで委員会等でご説明申し上げましたとおり太陽光発電や外溝工事の補助金の採択の結果を待った上で、今回の6月議会において、他の変更と合わせて変更契約をお願いするものでございます。

太陽光及び外溝工事の補助金は、国の制度上、事前着工ができないため、本年度で申請をいたしました。結果は国の採択基準が防災を最優先するため不採択となりましたが、現在の補助金の対象内経費として計上し、特に太陽光につきましては、既に前年度にいただいている補助の中に、エコスクールといったエコスクールに関する嵩上げ措置が既になされておりますため、太陽光発電設備の設置が必要となるものです。

それでは、それ以外の変更では、学校設計業者、施工業者と打ち合わせを重ねて、学校からの要望、建築基準法の適合検査に伴う変更、工事の進捗にあたり判明した変更事項により3,577万9,320円の増額となりました。

では資料をご覧ください、ご説明申し上げます。

資料の12-1-1ページでございます。

それでは、この12-1-1ページでは、まず1番右の丸でございますけれども、こちら役場下水道管移設となっておりますけれども、掘削の調査により役場の下水道管が中学校の敷地内にあることが判明いたしまして、新設の駐輪場の基礎と緩衝をしてしまいますことから、下水道管の移設をさせていただきます。

同じページの一番左の小さい丸につきましては、旧J A本店の公共下水枦が残っていたことから撤去をするものでございます。

中段の四角囲みの赤の四角囲みでございますけれども、解体工事後のグラウ

ンドの埋め戻しの残土を残す予定でしたが、グラウンドが非常に制限されるといったことから、学校からの強い要望により、こちらは撤去することといたしました。

外溝工事につきましては、外側の赤い線で囲った部分で、東門とフェンスを設置するものでございます。

次の12-1-2ページでは、学校1階の平面図でございます。こちらにつきましては、学校からの要望によりまして、図面の上段から用務員室の変更といたしまして、用務員室内の仕様変更、カーテンの設置や土間の拡大といったものでございます。

その下に職員室の変更がございますけれども、こちらにつきましては、収納棚の増設による変更でございます。

一番下の木工室、技術室変更につきましては、現在の校舎から技術室の工作機等の移設による木工室、技術室のスペースの変更となっております。

次の12-1-3ページでございます。

こちらにつきましては、校舎の2階の平面図でございます。これにつきましては、特別支援室の変更となっておりますけれども、こちらの特別支援室につきましては、支援をより良くし生徒が安全に使用できるための室内環境の変更でございます。

次の12-1-4ページでございます。

こちらにつきましては、先ほどご説明をいたしました、太陽光発電設備の設置でございます。

主な変更は以上でございます、それぞれ増額と減額がございますけれども、最終的に増額となったものでございます。

今回の契約変更につきましては、今後60年を見据えたより良い学校をつくるために、学校設計業者、建設業者とギリギリまで検討を行った結果でございます。

どうぞご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

す。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第29号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

12番 乾議員。

○12番（乾 健郎） 各項目ごとの積算とかマイナスとか、金額は教えてもらうことはできますか。

○議長（北岡 泰） これまでも言いましたように、詳細金額は提出しないということになっておりますので、よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第31号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第31号 平成30年度 教総－6 明和中学校校舎建設工事請負契約の変更の採決を行います。

議案第31号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。起立全員です。

従って、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第号の上程・質疑・討論・採決

○議長（北岡 泰） 日程第14 議案第32号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 23工区 請負契約の変更を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、議案第32号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事 23工区 請負契約の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成30年9月10日の第3回定例会においてお認めいただいた請負契約の変更です。この変更は、安全対策による交通誘導員の増により契約額を増額する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により請負契約の変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

議案第32号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 23工区 請負契約の変更につきまして、詳細を申し上げます。

議案書、24ページのほうをご参照していただきたいと思います。

まず契約金額の変更でございますが、変更前の金額1億6,912万8,000円に對しまして、373万2,480を増高いたしまして、変更後の金額が1億7,286万408円でございます。

契約の相手方は、池田建設株式会社 代表取締役 池田幸宏でございます。

それでは、変更内容の詳細につきまして、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

資料の10-2-1、10-2-2のほうをご参照していただきたいと思ひます。

今回の工事でございますが、県道伊勢小俣松阪線、町道新茶屋小野線との交差点部分、新茶屋石油のところから明星自治会の集会所、こちらの図面によります明星児童公園、この区間につきまして、水深工事で下水道管を布設替工事させていただいた工事でございます。

この工事につきましては、平成30年9月10日付けということで、議会の承認をいただきまして、契約を締結させていただいたところでございます。

工事内容につきましては、ほぼほぼ当初どおりの契約をさせていただきました。若干明星5号の接続点、こちらにつきまして、県との取り合いの関係で延長の増減はございましたが、ほぼ当初計画どおり施工させていただいたというふうに考えさせていただいております。

次に10-2-2のほうをご参照していただきたいと思ひます。

こちら先ほど説明をさせていただきました、交通誘導員の増高の分でございます。黄色で着色させていただきました6箇所に、当初交通誘導員の配置を計画しておりましたが、発注後、詳細につきまして施工業者と地元説明に実施させていただいたところ、地元の生活道路への交通誘導員の増員の要望を受けさせていただきまして、新たに3箇所に交通誘導員の設置をさせていただいたところでございます。

それに伴いまして、約150人程度の交通誘導員の増高を行わせていただ

いたところでございます。なお、この増高に伴います工事請負費の増につきましては、既に補助対象ということの中で処理をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第32号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第32号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 23工区 請負契約の変更の採決を行います。

議案第32号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。起立全員です。

従って、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号～35号の上程

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第15 議案第33号から、日程第17 議案第35号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。従って、

日程第15 議案第33号 令和元年度明和町一般会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第34号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第35号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算(第1号)

を一括上程し議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(世古口 哲哉) ただいま一括上程されました、議案第33号から議案第35号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号 令和元年度明和町一般会計補正予算(第1号)につきましては、総額2億130万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費は、地域振興費で一般コミュニティ助成事業による自治会助成金を、参議院議員選挙費で大型商業施設での期日前投票実施に伴う関係経費を追加補正でお願いしています。

民生費は、高齢者福祉費で介護保険特別会計繰出金を、児童保育費で幼児教育無償化にかかる電算委託料等の関係経費を追加補正でお願いしています。

衛生費は、成人保健対策推進費で風しん追加的対策にかかる抗体検査及びワクチン接種委託料等を追加補正でお願いしています。

農林水産業費は、農地費で農業水路等長寿命化・防災減災事業として明星幹線排水路にかかる鉄道会社への工事負担金等を追加補正でお願いしています。

商工費は、観光費で大淀祇園まつり特別補助として観光協会補助金を追加補正でお願いしています。

土木費は、道路新設改良費で国庫補助金の内示に伴う社会資本整備総合交付金事業にかかる測量設計委託料、工事請負費等を追加補正でお願いしています。

教育費は、学校管理費で上御糸・下御糸小学校体育館天井改修に伴う設計業務委託料と工事請負費を、学校運営費で国庫補助金の確定に伴う理科振興備品の購入費を追加補正でお願いしています。

諸支出金では、ふるさと寄附基金積立金で平成30年度分のふるさと寄附金を基金へ積み立てるため、追加補正をお願いしています。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入、町債が主な財源でございます。

次に、議案第34号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、2,770万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、歴史的風致維持向上計画推進費で追加補正をお願いしています。

次に、議案第35号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、100万円の追加補正をお願いするものでございます。

これは、一般管理費で低所得者保険料軽減対策のための介護保険システム改修にかかる電算委託料を追加補正でお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第33号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第33号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第2款・総務費からお願いをいたします。

副町長。

○副町長（下村 由美子） それでは、2款・総務費、1項・総務管理費、11目・自治振興費で15節の工事請負費で70万円の追加補正をお願いしています。

これは斎宮地区コミュニティセンター、いつき会館の調理室のエアコンが故障いたしました。設置から20年以上経過しており、修理が不可能なため取替え工事を行うものでございます。

12目・地域振興費の19節・負担金補助及び交付金で340万円の追加補正をお願いしています。これは自治総合センターのコミュニティ助成事業で、今年度採択されました中村自治会と算所自治会の2自治会への助成金でございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 続きまして、4項・選挙費、3目・参議院議員選挙費で180万3,000円の追加補正をお願いしています。主に大型商業施設での期日前投票所設置にかかる経費について、補正をお願いするものです。

1節・報酬は9万円の追加補正でございます。期日前投票所管理者報酬で3万3,000円、期日前投票立会人報酬で5万7,000円でございます。

7節・賃金は46万8,000円の追加補正でございます。臨時職員賃金でございます。

11節・需用費は11万3,000円の追加補正でございます。消耗品費で10万円、食料費で1万3,000円でございます。

13節・委託料は94万2,000円の追加補正でございます。期日前投票所開設に伴うシステム改修費で54万2,000円、公選法改正に伴う開票システム

改修費で 40 万円の電算委託料でございます。

14 節・使用料及び賃借料は 19 万円の追加補正をお願いしております。事務機器等借上使用料で、システムの借上げとソフトの使用料でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 3 款・民生費、1 項・社会福祉費、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 3 款・民生費、1 項・社会福祉費、5 目・障がい者福祉費、13 節・委託料に 25 万円の増額をお願いしております。こちらは消費税改定に伴う報酬改定、介護職員等の処遇改善、幼児教育保育無償化に伴う障がい児の通所サービスの無償化に対応するため障がい者総合支援システム改修委託料でございます。

6 目・高齢者福祉費、28 節・繰出金に 1,322 万 9,000 円の増額をお願いしております。これは低所得者の介護保険料の軽減強化に伴う保険料減収分 1,258 万 4,000 円、介護保険システム改修にかかる事務費 64 万 5,000 円の方を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

詳細は介護保険特別会計の歳出のところでご説明いたします。

○議長（北岡 泰） 2 項・児童福祉費、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 2 項・児童福祉費、3 目・保育施設管理費、10 ページの需用費と施設等修繕料につきまして、13 万円の補正をお願いしております。これにつきましては、旧なりひら保育所の浄化槽のポンプ槽に故障が見つかり、現在、観光商社が入っていることから修繕を行う必要があることから、補正をお願いするものでございます。

12 ページでございますけれども、役務費で手数料を 8,000 円の追加をお願いしております。これにつきましては、旧なりひら保育所を観光商社にて引き続き使用することとなったため、浄化槽の法定点検が必要となるものでございます。

その下の 13 節・委託料で、遊具保守点検委託料といたしまして、2 万 1,000 円を計上しておりますが、旧なりひら保育所の園庭に設置している遊

具につきまして、近隣の幼児と保護者がよく遊びに来ることもございまして、安全上から点検が必要なため計上するものでございます。

その下の浄化槽維持管理委託料につきましては、26万円を計上しております。これにつきましては、先の浄化槽の法定点検と同様、旧なりひら保育所の浄化槽の維持管理委託料をお願いするものでございます。

次の4目・児童施設管理費で児童クラブ施設管理費では12万円の計上をお願いしております。これは大淀放課後児童クラブの建物でシロアリが発生したため、駆除の委託をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 続いて、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 6目・児童保育費で1,032万3,000円の増額をお願いしています。10月からの幼児教育無償化に伴い、国からの100%の交付金により必要とされる事務経費を計上いたしました。

内訳は12ページになりますが、3節・職員手当等で4名分の時間外手当80万円を計上しております。

7節・賃金で、無償化実施までの事務作業として、臨時職員1名を28万5,000円計上しております。

11節・需用費で9万3,000円を計上しています。内訳は消耗品で紙等で購入1万円、それから印刷製本費で口座振替用紙などの購入で8万3,000円を計上しております。

その下の13節・委託料では914万5,000円を計上しています。内訳は条例等の改正業務で91万8,000円、それから無償化認定や給食費徴収管理などの処理システムの追加による電算システムの改修費で822万7,000円を計上しています。

○議長（北岡 泰） 4款・衛生費、1項・保健衛生費、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 4款・衛生費、1項・保健衛生費、5目・成人保健対策推進費で825万9,000円の追加補正をお願いしています。

これは風しんに関する追加的対策における費用で、12 節・役務費で 48 万 4,000 円はクーポン券の郵送料として 12 万 4,000 円、医療機関からの費用請求事務処理を国保連合会が処理することから、その手数料として 36 万円を計上しております。

次に、13 節・委託料で 777 万 5,000 円は、予防接種委託料として 240 万円、接種履歴を管理するための電算システムの改修費用として 77 万 5,000 円、抗体検査の費用として 460 万円を計上しております。

続きまして、6 目・母子衛生費母子保健事業で、161 万 6,000 円の追加補正をお願いしています。

7 節・賃金で、これは 8 月末より保健師 1 名が産前休暇に入ることから、その代替臨時職員の賃金を計上しております。

以上です。

○議長（北岡 泰） 6 款・農林水産業費、1 項・農業費、農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 6 款・農林水産業費、1 項・農業費、3 目・農業振興費で、31 万 7,000 円の追加をお願いしております。

19 節・負担金補助及び交付金の農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助で、災害による農業用ハウスの被害対策軽減のため補強補助を行うものでございます。対象者に周知したところ、2 名より申請がありましたので、追加補正をお願いします。財源は国の 100% 補助でございます。

続きまして、13 ページ、14 ページになります。

5 目・農地費で 3,412 万 7,000 円の追加をお願いしています。

19 節・負担金補助及び交付金で内農業用水路等長寿命化防災減災事業工事負担金 3,300 万円は、明星幹線排水路近鉄横断部改修工事にかかる負担金の追加でございます。

議会定例会資料 7-2-1 を付けておりますので、予算書と合わせてご覧ください。この工事につきましては、近鉄敷地内であり近鉄と受委託協定を交わし近鉄が施工する工事になるため、平成 30 年度に工事の負担金として、

延長 60m区間 5,395 万 2,000 円を計上し、その予算額全額を繰越いたしました。当該工事につきましては、車輛軌道の安全確保を行いながらの工事になり、施工資格のある業者に限られる中で、近鉄側で施工業者の確保ができず、工事にかかれぬ状況が続いておりましたが、本年5月によりやうく施工業者が決まり、工事の見積り明細が提出をされましたところ、工事区間が延長 40m、工事金額が約 8,700 万円と、予算額を大幅に上回る結果となりました。

この金額の差異につきましては、鉄道車輛や利用者の安全を確保するための安全施設や重要構造物の保護を目的とする矢板仮設ヤードなどの仮設工事、また工事に伴う信号や通信ケーブルなど電気工事費が新たに含まれたことなどによるものでございました。

この金額につきましては、近鉄と協議を重ね、現在、減額の方角で調整が進んでおりますが、工事の早期実施、また予算を明許繰越していることから、今年度中の工事完了が必須であり、早急に委託協定を締結するために、上限の予算としてこの 3,300 万円の追加をお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

続きまして、その下、土地改良区補助で 112 万 7,000 円でございます。土地改良区が実施主体の緊急県単事業で、大淀東区の用水井戸の深刻な水量不足を解消するため緊急に行う事業で、現在の井戸の深さ 5 m 程度であること、5 m 程度のものを井戸の深さ 15m まで掘り下げ、二本の給水管を設置するものです。県補助が 30%、残り 70%の2分の1、35%を補助するものでございます。

続きまして、2 項・水産業費、1 目・水産振興費で 50 万円の追加をお願いします。19 節・負担金補助及び交付金の水産振興対策事業補助で 50 万円でございます。

当該補助金の本年度予算につきましては、近年の実績の状況から大幅減になっておりましたが、伊勢湾漁協大淀支所から現在、安定した漁獲量のある

バイガイの稚貝放流について実施計画書により要望がありましたので、補助金の追加をお願いするものです。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 7款・商工費、1項・商工費、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 7款・商工費、1項・商工費、4目・観光費で64万9,000円をお願いするものでございます。

19節・負担金補助及び交付金で64万9,000円につきましては、大淀祇園まつりにおいて警察からの指導もあり、大淀工業団地から会場近くまでシャトルバスを運行する経費と、平成から令和への改元記念として、山車の三者揃いぶみを行うにあたっての警備等の安全対策への経費について、観光協会を通じて特別補助するものでございます。

○議長（北岡 泰） 8款・土木費、2項・道路橋梁費、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 8款・土木費、2項・道路橋梁費、3目・道路新設改良費、社会資本整備総合交付金で4,100万円の増額をお願いしております。

内訳は、13節・委託料で1,200万円の増、15工事請負費で2,900万円の増をお願いしております。例年の交付金より当初予算を計上しておりましたが、要望額に対してほぼ満額であったため、増額をお願いするものでございます。

次に、5項・住宅費、1目・住宅管理費で20万円の増額補正をお願いしております。11節・住宅管理費の需用費の増額でございます。上御糸団地において、7月1日入居で3戸を募集しておりましたが、現年度でこのクリーニング代を執行しております。この間に新たに1戸の退去があり、もう1戸が退去があると、速やかに募集をし行うため2部屋のクリーニングを増額補正するものでございます。

○議長（北岡 泰） 10款・教育費、1項・教育総務費、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 10款・教育費、1項・教育総務費、2目・

給食施設管理費で9万円の補正を計上しております。これは16ページで齋宮小学校の給食調理員の控室の空調取替え工事外でございまして、こちらは齋宮小学校の給食調理員の控室の空調が壊れたことから、交換をお願いするものでございます。かなり年数も経っていることもありまして、部品がないことから計上をさせていただきました。

次に、2項・小学校費、1目・学校管理費で、16ページの需用費の施設等修繕料で23万9,000円を計上させていただきました。この内訳につきましては、まず齋宮小学校においてガス警報器の取替え修繕が必要となったことから、取替え修繕の9万6,000円をお願いするものです。

もう1つは下御糸小学校で防火水槽の制御盤が老朽化により故障したことから、火が発生した際に、消火栓から水ができない事態となることから、緊急で修繕済みでございますが、14万3,000円の追加補正をお願いするものでございます。

その下の委託料につきましては、452万7,000円を計上しておりますが、上御糸及び下御糸小学校体育館の吊り天井の改修工事にかかる設計の委託料でございます。

15節につきましては5,484万円で、内訳は上御糸・下御糸小学校体育館の天井改修工事で5,433万7,000円を計上しております。災害時等の安全上から吊り天井から吊り天井撤去改修するものでございます。

2つ目の齋宮小学校のプログラムタイマー取替え工事外につきましては、チャイム等のプログラムタイマーが故障いたしまして、老朽化により部品もございません。そうなりますと学校の運営上、大きな支障が出るために緊急で取替え工事をさせていただいたものでございます。

○議長（北岡 泰） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 15ページの2項・小学校費の2目・学校運営費で51万円の増額をお願いしています。

16ページになりますが、18節・備品購入費の51万円ですが、これは小学

校教育振興費として理科や算数の教材備品を購入するにあたり、国へ理科教育設備整備費等補助金を申請し、2分の1の補助の内定を受けましたので、補正をお願いするものでございます。

今年度は齋宮小学校で活用することになっています。

以上です。

○議長（北岡 泰） 3項・中学校費、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 3項・中学校費、1目・学校管理費で100万円を計上しております。これは16ページで施設等修繕料といたしまして、100万円を計上させていただいておりますけれども、こちらはまず中学校体育館の床の老朽化により塗装のささくれや剥がれが目立つようになりまして、体育館での授業の使用のみならず、社会体育においても使用することから、怪我などを防ぐために修繕を行うものでございます。

2つ目は、職員室に設置しております電話装置の老朽化による故障により、一時期電話が不通となる事態となったため、修繕工事を行うものでございます。

○議長（北岡 泰） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 3項・中学校費の2目・学校運営費で121万円の増額をお願いしています。16ページになりますが、18節・備品購入費の121万円ですが、小学校費と同様に理科、数学の備品を購入するにあたり、国へ理科教育設備整備費等補助金を申請し、2分の1の補助金の内定を受けましたので、121万円の増額をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 4項・幼稚園費、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 4項・幼稚園費で、1目・施設管理費では6万8,000円を計上させていただいておりますが、これは旧双葉幼稚園と旧旭ヶ丘幼稚園の園庭の遊具にかかる保守点検委託料でございます。これらの幼稚園においても、園庭で幼児等が遊べるようにするため、旧なりひら保育

所同様遊具点検を委託するものでございます。

○議長（北岡 泰） 17 ページ、18 ページいきます。5 項・社会教育費、齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 5 項・社会教育費、4 目・文化財保存活用費、28 節・繰出金で 917 万 3,000 円は、齋宮跡保存事業特別会計への繰出金でございます。詳細につきましては、特別会計で説明させていただきます。

○議長（北岡 泰） 6 項・保健体育費、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 6 項・保健体育費、1 目・保健体育総務費では、美し国三重市町対抗駅伝事業をこれまで 4 年間、体育協会へ委託をしておりましたが、今回から以前のように町の直轄事業として復活をしたため、予算の組替えを行うものでございます。

このことから 18 ページでは、委託料のまず 135 万円の減額のうち生涯スポーツ振興事業委託料としまして、25 万円を体育協会への美し国駅伝の協力委託として計上いたしまして、美し国市町対抗駅伝事業委託料は、全部減額マイナスの 160 万円、その下には直轄となることから、美し国三重市町対抗駅伝事業を新規に設けました。

ではその内訳でございますけれども、まず報償費といたしまして、指導員謝金でございますが 16 万円、その下の事務等消耗品で 7 万円、選手等への飲料水として食料費で 22 万円、選手及びコーチのスポーツウェア等として、被服費で 50 万円、役務費では郵送料として 3 万円、選手の健康診断等手数料として 14 万 8,000 円、スポーツ安全保険料で 3 万 3,000 円、使用料及び賃借料では当日の選手の移動にかかるバスの借上代として 7 万 7,000 円、その下の原材料費では、練習時においてグラウンドの整備にかかる維持補修原材料の 11 万 1,000 円を計上し、合わせて 135 万円の補正の計上をお願いするものでございます。

次に、引き続きまして、2 目・体育施設費では 90 万円を計上しております。

すが、これは総合体育館の運営管理費で、体育館の事務室の空調が故障しまして、冷房、暖房ともに使用が不可能となったため、修繕工事を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 13 款・諸支出金、1 項・基金費、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 13 款・諸支出金、1 項・基金費、15 目・ふるさと寄附基金積立金で 1,183 万 1,000 円の追加補正をお願いしています。これはふるさと寄附制度により寄せられました、平成 30 年度の寄附額が確定したことにより基金条例に基づき積み立てを行うもので、寄附金総額から必要経費を差し引いた額、純利益分 8,183 万 622 円のうち、3 月補正で既に積み立てた 7,000 万円を差し引いた 1,183 万 1,000 円を基金に積み立てるものでございます。

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5 ページ歳入をお願いします。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 15 款・国庫支出金、1 項・国庫支出金、1 目・民生費国庫負担金、6 節・介護保険国庫負担金に 629 万 2,000 円を計上しております。これは低所得者の介護保険料の軽減強化に伴い、介護保険料が減収する分につきまして、国が負担する分の負担金でございます。負担率は 2 分の 1 でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 15 款・国庫支出金、2 項・国庫補助金、2 目・民生費国庫補助金、1 節・民生費国庫補助金で 1,032 万 3,000 円の増額をお願いしています。

これは歳出の時にご説明いたしましたが、幼児教育無償化に伴うシステム改修費及び賃金、委託料等の事務費において補助率 100%の子ども・子育て支援事業補助金を計上しています。

○議長（北岡 泰） 福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 2節・障がい者地域生活支援事業費等補助金に12万4,000円を計上しております。

これは障がい者総合支援システムの改修費に対する補助金でございます。

補助率は2分の1でございます。

○議長（北岡 泰） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 3目・衛生費国庫補助金、1節・衛生国庫補助金で311万4,000円の追加補正をお願いしております。

感染症予防事業補助は、歳出でご説明いたしました風しんに関する追加的対策における費用のうち、予防接種委託料を除く郵送料や手数料、抗体検査委託料やシステム改修費用につきまして、特定感染症検査等事業費国庫補助金に該当するため計上しております。補助率は2分の1でございます。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 4目・土木費国庫補助金、2節・土木国庫補助金でございます。1,937万9,000円の増額をお願いしております。これは歳出で説明させていただきました社会資本整備総合交付金の補助金の増に伴う増でございます。

○議長（北岡 泰） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 5目・教育費国庫補助金の2節・義務教育費国庫補助の義務教育費国庫補助において、1,981万5,000円を計上しております。

これは歳出でもご説明させていただきました、上御糸小学校、下御糸小学校の各体育館の天井の改修工事にかかる国の補助でございます。補助率は3分の1でございます。

○議長（北岡 泰） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 5目・教育費国庫補助金、2節・義務教育費国庫補助金で84万7,000円の増額をお願いしています。理科教育設備整備

事業費補助で 84 万 7,000 円ですが、これは歳出の時にご説明いたしました、小学校、中学校への理科等の教材備品を購入するにあたり、補助率 2 分の 1 の理科教育設備整備費等補助金の内定に伴い計上いたしました。

○議長（北岡 泰） 16 款・県支出金、1 項・県負担金、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 16 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・民生費負担金、7 節・介護保険県負担金に 314 万 6,000 円を計上しております。これは低所得者の介護保険料の軽減強化に伴い、介護保険料が減収する分につきまして、県が負担する分の負担金でございます。負担率は 4 分の 1 でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 2 項・県補助金、4 目・農林水産業費補助金で 344 万 1,000 円の追加をお願いしております。

1 節・農業補助金のうち農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助 31 万 7,000 円は、歳出で説明しました農業用ハウスの施設強靱化対策補強補助金に対する補助でございます。補助率は 100%です。

その下、過年度分災害復旧事業補助 312 万 4,000 円につきましては、平成 29 年の台風 21 号で被災した農業用施設の災害復旧事業補助金の精算に伴う過年度残額分でございます。補助率 85%でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 3 項・委託金、1 目・総務費委託金で 151 万円の追加補正をお願いします。4 節・選挙費委託金で参議院議員選挙委託にかかるもので、これは大型商業施設における期日前投票所開設にかかるものでございます。

○議長（北岡 泰） 次ページ、18 款・寄附金、1 項・寄附金、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 18 款・寄附金、1 項・寄附金、4 目・教育費寄附金の 1 節の学校教育費寄附金では 1,000 万円を計上しております。こ

これは松阪市の瀬古食品様から教育の振興に充ててくださいとのことで、1,000万円ものご寄附をいただいたものでございます。

○議長（北岡 泰） 20 款・繰越金、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 20 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金で、4,060 万 9,000 円の追加補正をお願いします。前年度繰越金でございます。

○議長（北岡 泰） 21 款・諸収入、副町長。

○副町長（下村 由美子） 21 款・諸収入、4 項・雑入、2 目・雑入で、1 節・雑入のコミュニティ助成の 320 万円の追加補正は、歳出でご説明いたしました自治総合センターのコミュニティ助成事業で、今年度採択されました中村自治会と算所自治会、2 自治会の助成金の受け入れでございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） スポーツくじ助成で 2,000 万円の減額となっておりますが、これは国体にかかる総合グラウンド野球場の改修費用として、当初予算でスポーツくじ助成としまして、1 億円を計上しておりましたが、額の決定により減額をするものでございます。

○議長（北岡 泰） 22 款・町債、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 22 款・町債、1 項・町債、2 目・農林水産業債、1 節・農業用施設債で 2,470 万円の追加補正をお願いしています。これは農業水路等長寿命化・防災減災事業にかかるものでございます。

3 目・土木費、1 節・道路整備事業債で 1,500 万円の追加補正をお願いしています。これは社会資本整備総合交付金事業債でございます。

5 目・教育債は 5,960 万円の追加補正をお願いします。

1 節・社会教育施設等整備事業債は、社会教育施設等整備事業債で 1 億 850 万円の減額でございます。公共施設等適正管理推進事業債、長寿命化事業で公共用建築物で 1 億 1,050 万円の追加補正でございます。これは国体に伴いますグラウンド整備にかかる起債で、交付税対象の起債に乗り換えて、

それぞれ増減を行ったものでございます。

2節・学校教育施設等整備事業債は1,870万円でございます。国体にかかる中学校第2グラウンド整備にかかるものでございます。

3節・防災減災国土強靱化緊急対策事業債は3,890万円でございます。上御糸、下御糸小学校体育館天井改修工事にかかる起債でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案書の29ページ、第2表 地方債補正をお願いします。

総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 第2表 地方債補正の詳細説明を申し上げます。議案書の29ページをご覧ください。

まず追加でございます。

起債の目的は、公共施設等適正管理推進事業債長寿命化公共用建築物です。限度額は1億1,050万円です。

学校教育施設等整備事業債で、限度額は1,870万円です。

防災減災国土強靱化緊急対策事業債で、限度額は3,890万円でございます。

起債の方法、利率、償還方法はご覧のとおりでございます。

続きまして、30ページをご覧ください。

変更でございます。起債の目的は農業水路等長寿命化防災減災事業債です。

起債前の限度額は1,010万円で、補正後は3,480万円です。

社会資本整備総合交付金事業債で、補正前の限度額は3,250万円で、限度額は4,750万円です。

社会教育施設等整備事業債で、補正前の限度額は1億850万円で、補正後は0でございます。これは乗り換えによるものでございます。

起債の目的、利率、償還方法はご覧のとおりで、変更はございません。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、議案第33号の詳細説明を終わります。

◎議案第 34 号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第 34 号の説明を、歳入歳出、議案書の 34 ページ、第 2 表 地方債補正も合わせてお願いします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 斎宮跡保存事業特別会計の補正予算の詳細説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。

斎宮跡保存事業特別会計予算書の 7 ページ、8 ページをご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、4 目・歴史的風致維持向上計画推進費で、歴まち事業の国の交付決定に伴うものと、祓戸広場の整備に伴う発掘調査の経費で 2,770 万円の増額でございます。

8 ページ、4 節・共済費で 4 万 4,000 円の増額は、作業員の労災保険料でございます。

7 節・賃金 282 万 6,000 円の増は、発掘調査の作業員賃金でございます。

11 節・需用費で燃料費ですが、燃料費の 10 万円は発電機等の燃料費です。

12 節・役務費 3 万円の増は、仮設トイレのし尿汲み取り料でございます。

14 節・使用料及び賃借料 120 万円は、表土掘削など重機や調査に伴う機材の借上料でございます。

15 節・工事請負費 771 万 8,000 円は、歴まち事業の工事で幹線排水路とか景観形成のカラー舗装等の工事費でございます。

19 節・負担金補助及び交付金 1,578 万円は景観形成に伴うカラー舗装の踏切部分について、近鉄に負担金をお支払いするものでございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

戻っていただきまして、予算書 5 ページ、6 ページをご覧ください。

1 款・国庫支出金、1 項・国庫補助金、3 目・歴史的風致維持向上計画補

助金で 770 万円の増でございます。

3 款・繰入金、1 項・他会計繰入金、1 目・一般会計繰入金、1 節・一般会計繰入金で 917 万 3,000 円の増額です。これは歳出の不足する分について、一般会計から繰入をするものでございます。

4 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金で 223 万 7,000 円の増額で、前年度繰越金を財源に充てるものでございます。

6 款・諸収入、2 項・雑入、1 目・雑入、1 節・雑入で 9 万円は、明和町日本遺産活用推進協議会交付金からの返還金でございます。

7 款・町債、1 項・町債、1 目・土木費、1 節・都市再生整備計画事業債で 850 万円の増額です。

続きまして、次に第 2 表 地方債補正の説明をいたします。

議案書 34 ページをご覧ください。

変更で、起債の目的は、社会資本整備総合交付金事業で、補正前の限度額 4,450 万円を限度額 5,300 万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還方法につきましては、表記のとおりでございます。

以上でございます。

◎議案第 35 号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第 35 号の説明を、歳入歳出合わせて
お願いします。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 介護保険特別会計補正予算の詳細説明を
行います。

まず歳出のほうから説明させていただきます。

予算に関する説明書の介護保険特別会計 7 ページ、8 ページをお願いいた

します。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費、13 節・委託料に 100 万円を計上しております。これは低所得者の介護保険料の軽減強化と区分支援限度基準額の引上げに伴う介護保険システムの改修費でございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。

1 款・保険料、1 項・介護保険料、1 目・第 1 号被保険者保険料、第 1 節・現年度分特別徴収保険料に 1,175 万 4,000 円の減額を計上しております。これは低所得者の介護保険料の軽減強化に伴い介護保険料の減収する分でございます。

2 節・現年度分普通徴収保険料に 83 万円の減額を計上しております。これは低所得者の保険料の軽減強化に伴う介護保険料の減収分でございます。

2 款・国庫支出金、1 項・国庫補助金、5 目・介護保険事業費補助金、1 節・介護保険事業費補助金に 35 万 5,000 円を計上しております。これは低所得者の介護保険料の軽減化に伴う介護保険システムの改修に対する補助金でございます。人口規模に応じて一定の補助額が決められており、その分を計上しております。

6 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、4 目・事務費繰入金、1 節・事務費繰入金に 64 万 5,000 円を計上しております。これは介護保険システム改修費の町負担分を一般会計から介護保険特別会計に繰り入れるもので、システム改修費から先ほどご説明申し上げました、国の補助金の額を差し引いた分を計上しております。

5 目・低所得者保険料軽減繰入金、1 節・現年度分に 1,258 万 4,000 円を計上しております。これは低所得者の介護保険料の軽減強化に伴い、介護保険特別会計の保険料収入が減収する分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は6月14日に行うことにいたします。

◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 10時 30分）
